



医 第 2 0 9 2 号
平成 3 1 年 1 月 3 1 日

各病院管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における
医療提供体制に関する調査について (依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成 30 年法律第 99 号)が公布・施行されたことに伴い決定された、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休の救急対応及び外来診療について、別添調査票に記載の上、医療整備課宛に回答をお願いいたします。

提出期限：平成 3 1 年 2 月 1 3 日 (水)

【参考】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/tsuuchi.html>

担当：

千葉県健康福祉部医療整備課

医療指導班 高田智子

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 8 4

FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 7 3 7 9

(別紙様式)

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班 高田 宛て
(FAX 番号 0 4 3 - 2 2 1 - 7 3 7 9)

医療機関名 _____
担当者名 _____
T E L _____

平成 3 1 年度 4 月 2 7 日から 5 月 6 日までの対応について下記のとおり
回答します。

医療機関名	住所	電話番号 (一般の 連絡先)	電話番号 (10 連休 中の連絡先)

4 月 27 日	4 月 28 日	4 月 29 日	4 月 30 日	5 月 1 日	5 月 2 日	5 月 3 日	5 月 4 日	5 月 5 日	5 月 6 日	備考

(記載例)

外来										
4 月 27 日	4 月 28 日	4 月 29 日	4 月 30 日	5 月 1 日	5 月 2 日	5 月 3 日	5 月 4 日	5 月 5 日	5 月 6 日	備考
○	×				×	×	○	○	○	検討中

(記載要領)

10 連休中に救急対応又は外来診療を行う予定を回答すること。

(「4 月 27 日」～「5 月 6 日」の項目について)

10 連休中の各日において

通常通り外来診療を提供する予定である場合は「○」

外来診療は提供しないものの救急対応のみ行う予定である場合は「 」

外来診療及び救急対応を行わない予定である場合は「×」

をそれぞれ選択すること。

救急対応は市町村、一部事務組合等による体制を除き、医療機関として対応する場合に記載する。